

## 景観法（平成16年法律第110号） 抜粋

## （景観計画）

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- （1） 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
  - （2） 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
  - （3） 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
  - （4） 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
  - （5） 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- （略）

## （策定の手続）

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

（略）

## （住民等による提案）

第11条 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

（略）

（届出及び勧告等）

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- （1） 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- （2） 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- （3） 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- （4） 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（略）

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

（略）

（景観協定の認可）

第83条 景観行政団体の長は、第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- （1） 申請手続が法令に違反しないこと。
- （2） 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- （3） 第81条第2項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（略）

(景観協定の変更)

第84条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(一の所有者による景観協定の設定)

第90条 景観計画区域内の一団の土地（第81条第1項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

(略)

（完了等届）

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出に係る行為を中止したときも同様とする。

（景観づくり協議会の認定）

第25条 市長は、景観形成に資する諸制度を活用し、一の地区における景観形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定をすることができる。

（行為の届出）

第29条 景観づくり推進地区及び景観づくり協定地区（景観づくり推進計画等が定められている地区に限る。以下「指定地区」という。）内で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に係る規則で定める法令上の手続を行う日の4週間前（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日の4週間前）までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届出しなければならない。

- （1） 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
  - （2） 屋外広告物の表示、移転又はその内容の変更
  - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為で、規則で定めるもの
- 2 市長は、前項第3号に規定する景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為を規則で定めるときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更しようとするときは、市長に届出しなければならない。
- 4 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。
- （1） 通常管理行為その他の行為で規則で定める行為
  - （2） 非常災害のため必要な措置として行う行為

（都市景観アドバイザーの設置）

第41条 市長は、景観形成の推進を図るため、専門的助言を行う戸田市都市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーの設置について必要な事項は、別に定める。

（審議会の設置）

第42条 景観形成に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として戸田市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。